

(ガス事業生産動態統計調査)

審 査 メ モ

1 今回申請された計画の変更について

令和9年4月調査分以降に実施するガス事業生産動態統計調査（以下「本調査」という。）について、調査計画における報告を求める事項（以下「調査事項」という。）等を、以下のとおり変更することを計画している。

(変更内容)

従来「その他」に分類していた「合成メタン」、「バイオガス」及び「水素」の次世代エネルギーについて、実態把握のため個別の調査事項として追加

(審査状況)

ア 本調査は、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者（同条第10項に規定するガス製造事業者を除く。）を対象に、表1のとおり数量に係る事項及び金額に係る事項について調査を実施している。

表1 各調査票の概要

調査対象	区分	調査事項	調査周期
- ガス小売事業者（特定ガス発生設備^(注)においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものを除く。） - ガス導管事業者	様式1-1	数量に係る事項 ①原料、②ガス生産量及び購入量内訳、③製品ガス生産・購入・販売・在庫、④メーター取付数、⑤調定数、⑥託送供給、⑦労務	毎月
	様式1-2	金額に係る事項 ①原料、②製品ガス購入・販売、③託送供給	四半期
ガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するもの。）	様式2	数量に係る事項 ①供給地点群、②原料、③需要家メーター数、④生産品	毎月

(注) 特定ガス発生設備とは、

- ・ 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）の規格・技術基準に適合する容器（液化天然ガス用保冷容器を除く。）
 - ・ 当該容器内において発生するガスの集合装置
 - ・ 当該容器に附属する気化装置
- から構成される設備をいう。

イ 合成メタン、バイオガス、水素等の次世代エネルギーについて、政府は、エネルギー政策基本法（平成14年法律第71号）に基づき策定した「第7次エネルギー基本計画」（令和7年2月18日閣議決定）において、幅広い分野での活用を推進しており、安定供給に向けた方針等のエネルギー政策を検討する上で、これらの実態を的確に把握することが

必要である。

「第7次エネルギー基本計画」(抜粋)

V. 2040年に向けた政策の方向性

4. 次世代エネルギーの確保／供給体制

(4) 合成メタン等

①合成メタン

水素とCO₂から合成(メタネーション)された合成メタンは、既存のインフラ等を利用できるため、ガスの円滑な脱炭素化に寄与し得る。合成メタンの市場創出や利用の拡大には、実用化・低コスト化に向けた技術開発と同時に、持続可能な形で投資が継続される環境整備を進めることが重要である。

(略)

合成メタンやバイオガスの導入などの様々な手段を組み合わせ、2050年の都市ガスのカーボンニュートラル化を実現するため、特定の事業者のみならず、全国の都市ガス事業者により、日本全体として都市ガスのカーボンニュートラル化を推進するという視点から、必要な制度等の在り方について検討を行う。

また、パリ協定で掲げられた温室効果ガス削減の長期目標の達成に向け、各締約国には国連への定期的な取組状況の報告が求められており、合成メタン等の導入・利用による温室効果ガス排出削減実績についても適切に把握する必要がある。

これらの状況を踏まえ、今後の政策立案及び国際的な報告対応に資するため、図1のとおり、「その他」に含まれていた合成メタン、バイオガス及び水素を個別の調査事項として追加する計画である。

図1 調査事項の追加について

● 様式1-1

I 原料			液化天然ガス (トン)	天然ガス (立方メートル)	液化合成メタン (トン)	合成メタン (立方メートル)	液化バイオガス (トン)	バイオガス (立方メートル)	液化水素 (トン)	水素 (立方メートル)	液化石油ガス (トン)	その他(種別：) (単位：)
受	海外	購入量										
入	国内	購入量										
自	家	生産量										
消	ガス	化用										
加	熱	用										
費	そ	他										
液	ガス	事業者向け										
売	り	そ										
月	末	在庫										

追加

Ⅱ ガス生産量及び購入量内訳 (単位:1,000メガジュール)

	生産	ガス事業者からの購入	ガス事業者以外からの購入
気化後液化天然ガス			
天然ガス			
気化後液化合成メタン			
合成メタン			
気化後液化バイオガス			
バイオガス			
気化後液化水素			
水素			
気化後液化石油ガス			
その他石油系ガス			
その他ガス			

追加

● 様式 1-2

Ⅷ 原料

	液化天然ガス	液化合成メタン	液化バイオガス	液化水素	液化石油ガス	その他 (種別:)
受 海 外 金 額						
入 国 内 金 額						

追加

ウ これらの見直しについては、行政上のニーズを踏まえて、新たに項目を追加するものであり、おおむね適当と考えるが、報告者が回答可能なものとなっているか等について、確認する必要がある。

(論点)

- 今回、調査事項として追加する次世代エネルギーのこれまでの報告実績はどうか。
- 今回追加する新たな項目は、本調査の調査票の適切な箇所に過不足なく追加されているか。また、新たな項目により作成される統計から、どのような状況が新たに分かるのか。
- 次世代エネルギーに関する調査事項について、報告者において回答が可能かどうか、何らかの検証を行っているか。
また、報告者が適切に回答できるよう、記入要領の改正等、どのような方策を講じることを予定しているか。
- ガス事業法等を根拠とした行政記録情報には、どのようなものがあるか。行政記録情報を活用することによって、今回、追加する新たな項目に関する情報は把握できないか。

2 統計委員会諮問第94号の答申（平成28年11月18日付け統計委第9号）における「今後の課題」への対応状況について

統計委員会諮問第94号の答申（平成28年11月18日付け統計委第9号）では、以下の検討課題が指摘されている。

調定数等を都道府県別に把握することについては、今後のガス小売全面自由化の進展状況を踏まえ、報告者負担や利用者ニーズにも留意しつつ、例えば、年1回の調査事項として追加する等、その把握可能性について、引き続き検討することが必要である。

（審査状況）

ア 上記の課題は、以下のとおり、部会での審議を踏まえ、調査実施者において検討するよう指摘されている。

・ただ、この統計がどこまでどういう必要があるかというのは私自身もよく分からないのですが、できることならば、回答する企業側の御負担が過剰でないということであれば、都道府県別にまでブレイクダウンしていただくことはできないだろうかと思います。

なぜそう思うかという、幾つか理由があります。1つは、エネルギーの利用実態、エネルギーバランスです。これを都道府県別に見るということは必要だろうと思うのですが、どうもエネルギーバランス表を見ると、都市ガスの都道府県別の数字というのは経済産業省で公表されているようにも見えます。ひょっとしたら、都道府県別に元々どこかに情報があるのではないかと。そこら辺、私はよく分からないのですが、この統計を都道府県別まで作ることによって、より精緻で正確な都道府県ごとのエネルギーバランスができるという意味では、資源エネルギー庁だけではなくて、経済産業省、さらには、日本経済を分析する人たちにとっても役に立つのではないかと思います。これが、都道府県別があることの意味ではないかと思うのです。

それから、もう一点は、事業者の方々から見ても、新規に参入する事業者の方々から見ても、例えばある県に参入しようと思ったときに、その調定数がどれぐらいあるのか、そのガスの消費量がどれぐらいあるのかという情報が統計として公表されていた方が、市場を理解する上でもよいのではないかと。

それは新規参入者だけではなくて、既存の事業者にとっても、自社がある県でどれぐらいシェアを持っているのか、自社の情報はもちろん自社しかないので、公表情報と比較すればそれが見えるのではないかと思いますので、そういう統計を公表することがより自由な競争をエンカレッジすることにもなる。さらには、エネルギー統計の充実には役に立つのではないかということも思います。ですので、調査・集計の地域区分は、単にブロック別ではなくて、できることなら、都道府県別ではどうなのかと考えます。（部会長）

（平成28年10月3日 第61回産業統計部会）

・この統計調査におきましては、(旧簡易ガス事業^(注)については) 販売量や調定数を都道府県ごとに年に一回やっているわけですが、これを都道府県ごとに毎月調査するとなりますと、基幹統計として報告義務もかかりますし、毎月 10 日までの提出が求められることになりまして、報告者の負担が大きくなるのではないかと考えております。また、1つの県で1社しか存在しない場合などは、販売量や調定数の月ごとの変化が明らかになることについて懸念する事業者も出てくる可能性があるかと思っております。年ごとの変化であればまだしも、月ごとの変化がつまびらかになることについて懸念する事業者もいるかもしれないということかと思います。(調査実施者)

・月次で、直ちに対応することが難しいのは、よく理解できることだと思います。そういう意味では、今回の地域別、ブロック別として把握されるというのは、現時点で、やむを得ないという整理でよいのではないかと、私は、今、議論しながら感じたところです。ただ、今後の自由化を考えていきますと、やはり、都道府県別のデータは必要性があると御理解いただいている方が多いのではないかと思います。そこで、年1回の調査事項として追加することは、都道府県別についても、やはり今後、引き続き検討していただく必要があるのではないかと思います(部会長)

(平成 28 年 10 月 24 日 第 63 回産業統計部会)

(注) 調査票様式 2 の対象となる事業者

イ 課題への対応状況について、経済産業省は、業界団体を通じて確認を行ったところ、各事業者とも使用場所の住所などのデータは保持しているが、都道府県別に管理していないため、報告者負担を考えると、調査事項として追加することは難しいと説明している。

ウ これについては、①現在の調定数等の調査結果の公表状況、②業界団体に確認した内容、③ガス小売全面自由化以降の都道府県別の事業者数等の推移及び利活用ニーズ、④報告者における調定数等のデータの保有状況(電子化の状況を含む)等を確認した上で、経済産業省の説明の適否について確認する必要があるものとする。

(論点)

- a 現在の調定数等の調査結果については、どのように表章され、公表されているか。今後の課題との関係はどのようなになっているか。
- b 業界団体にどのような確認を行い、その回答はどのようなものか。
- c ガス小売全面自由化以降の、①都道府県別の事業者数等の推移、②調定数等を都道府県別に表章することに対する利活用ニーズはどのようなになっているか。

d 報告者における調定数等のデータは、紙、電子データ等、どのような形式で保有されているか。スマートメーター等の導入の進展により、都道府県別の調定数等の集計が容易となっていないのか。

以上